

第13回全国市民オンブズマン福岡大会

2006.9.16-17

「改正独禁法元年」における談合とのたたかい

担当幹事 大川 隆司
(かながわ市民オンブズマン)

はじめに

市民オンブズマンが全国レベルで談合問題を取り組むことを宣言し、下水処理場電気設備工事をめぐる談合で不当な利益を得た、大手電機メーカーとのたたかいを開始（1995年）してから、今大会で11年が経過した。

この間オンブズマンが当事者として推進した住民訴訟などで数多くの成果を挙げたばかりでなく、「談合は不必要な惡である」、「談合は根絶されるべきである」という世論の流れが形成されてきた。

公正取引委員会や司法当局による大型談合の摘発、改正独占禁止法の施行は、その流れをよく現している。

第1. 反談合へむけて 一 最近の情勢の特徴

1. 改正独占禁止法の施行

2004年に大幅改正された独占禁止法が06年1月4日から施行された。改正法は、違反行為に対する課徴金を、売上高の10%（10年以内の再犯企業は15%）に引き上げ（従前は6%）るとともに、談合事実を申告した企業に対する課徴金減免制度を導入した（1番目は100%、2番目は50%、3番目は30%を免除）。

ちなみに課徴金減免制度は、米国、EU、カナダ、韓国などで既に導入されている。

法施行後3月までの約3ヶ月間に、この「申告」が受理された件数は26件にのぼる（7月4日付日本経済新聞）。

2. 一般競争入札の対象の拡大

国土交通省は直轄工事について、05年度までは予定価格7億3000万円以上の工事についてのみ実施していた一般競争入札を、06年度からは、2億円以上の工事まで広げた。

これにより、従来は金額ベースでわずか27.2%を占めるに過ぎなかった一般競争入札が06年度には56.8%を占めるものと見込まれている。

3. 発注者による損害賠償請求の普及

公正取引委員会の処分や、刑事事件の判決が確定した場合に、住民からの追求を待たずに発注者自身が談合業者に対し損害賠償を請求し、業者が拒否すれば訴訟を提起する、という例が増えている。

最近の主なものをピックアップすると、つぎのとおり。

- ① 05年10月 東京都が、警視庁発注の道路標識設置工事について談合した28社に対し、合計9億6000万円の損害賠償請求を提訴。
- ② 05年12月 防衛庁が、調達本部発注のジェット燃料の入札について談合した石油元売り11社に対し、合計133億円の不当利得返還請求を提訴。
- ③ 06年5月 防衛施設庁発注の建設工事について、罰金刑を受けた鹿島ほか6社を幹事社とするJVが、合計17億円の違約金を支払い。
- ④ 06年6月 国土交通省と日本高速道路保有機構（旧日本道路公団）が、道路・河川の電光式情報表示の入札について談合した6社に対し、違約金13億円の支払を請求。

ちなみに、国交省や旧道路公団が、談合行為があった場合「請負代金の10%」にあたる違約金を支払う契約を制度化したのは、03年6月のことであるが、国交省などはそれ以前の時期の談合についても、別途損害賠償を請求する方針であるという（6月29日付、朝日新聞、日本経済新聞）。

後述のごみ焼却炉談合についても、名古屋市は公正取引委員会の審決（取消訴訟の提起により未確定）を受けて、「審決にあるような違反行為があると判断」し、契約額の10%に相当する38億8500万円の損害賠償を受注業者（三菱重工業およびタクマ）に請求した（→資料1）。

業者が支払いを拒否したのに対し名古屋市は提訴する方針だという。

4. スーパーゼネコンの「脱談合」合意とその影響

鹿島、大成建設、大林組、清水建設、および竹中組という、いわゆるスーパーゼネコン5社のトップが05年12月末に会合を持ち、「談合との決別」を申し合わせたという情報が業界に衝撃を与えていた。この申合わせは、①その後の国発注の大型工事における落札率の低下、②地方建設業協会からのスーパーゼネコンの脱退、という外形的事実に反映している点が、従来との違いを感じさせる。

ちなみに、本年3月に入札が実施された夕張シユーパロダム（北海道）は、50億8000万円の入札予定価格に対し、大成建設を幹事社とするJVが23億7000万円（落札率46.6%）で落札した。

そこまでは下がらない迄も、本年2月に浪速国道事務所、相武線国道事務所が発注した大型土木工事を、鹿島JVが落札した時の落札率は、それぞれ84.52%、83.18%であった（→資料2、3、4-1、4-2）。

ちなみに鹿島の梅田貞夫会長は、「利益が確保できない低価格応札は行わない」というのが鹿島の方針であることを明言している（4月21日付建設通信新聞）。

従って83%とか84%という、上記各工事の落札率は、決して「利益が確保で

きない低価格」ではないのだ。そうだとすれば95%を超えていた、今までの落札率は何だったのだろう。

5. 「自首奨励」制度の適用第1号

前述したとおり、改正独禁法を特徴づける自首奨励（課徴金減免）制度の適用第1号が本年8月10日明らかにされた。事案は、旧首都高速道路公団などが発注した、トンネル用換気設備工事をめぐる大手機械メーカーの談合で、公正取引委員会の立入り（本年3月30日）前に談合事実を申告した三菱重工業に対しては課徴金ゼロ、立入り後に申告した石川島播磨重工業と川崎重工業は30%減額、そして日立製作所と荏原製作所には通常の課徴金が科せられた（→資料5）。

6. 「脱談合」への道は平坦ではない

以上のような情勢を反映して、オンブズマンの調査によても、02年度と比べ、05年度の平均落札率は約4ポイント程度下がっている（別稿参照）。

しかし、前述のとおり、80%台の前半でも企業の利益が確保されるとすれば、「平均91%」程度で談合がなくなったとは、到底言えない。「談合体制を死守しよう」とするエネルギーは、なお旺盛であると思われる。

本年4月17日の衆院行政改革特別委員会に、参考人として出席した岐阜市の建設業者「希望社」の桑原耕司社長は、

「88年に創業し、97年に自治体から初めて指名を受けたが、他の業者から談合を要請されたので入札を辞退すると、それ以後指名がこなくなった」、「01年度に指名願を岐阜市に提出したが一度も指名されたことはない」、「公募型指名競争入札による工事を予定価格の83.3%で受注したが、工期の数日遅れをとがめられ、自社とJVを組んだ業者が指名を外された」、などの実情を国会で公述している（→資料6-1、2）。

談合屋の仕切りに従わない、自主独立の業者を発注者側がイジメ抜く、という構図は、岐阜市に限らず全国的に存在する、根の深い問題であると痛感するのである。

第2. オンブズマンとしての取り組みと、その成果

1. ごみ焼却炉談合の住民訴訟で、目下5連勝中

(1) 市町村の事業である一般廃棄物処理事業に必要な施設としての、ごみ焼却炉は、1日1トンのゴミを焼却するのに、5000万円の建設費がかかると言われる高価な施設である。人間一人が排出するゴミは1日1kg前後であるから、人口10万人の都市が必要とする焼却炉の処理能力は1日100トン、その値段は50億円一といわれる。

この巨大なマーケット（「ストーカー」）という焼却方式だけで94年4月～98年9月までの4年半の間の契約金額合計は1兆0346億円）をめぐって、三菱重工業、川崎重工業、日本钢管（現JFEエンジニアリング）、日立造船、タクマの5社が、くりひろげた談合が、公正取引委員会によって98年9月に摘発され、99年

8月に排除勧告を受けた。

5社は勧告の応諾を拒否して審判手続に持ち込み、問題解決の先送りをはかったが、本年6月27日に7年前の勧告と同旨の排除措置を命ずる審判審決が下された(→資料7)。

三菱重工業以下の5社は、この審決の取消請求訴訟を7月末に提起した。

(2)われわれ市民オンブズマンは、業者が公正取引委員会の排除勧告の応諾を拒否し、審判で争っているにもかかわらず、あえて00年から監査請求と住民訴訟に取り組んできた。

5社による談合が行われたと公取の審査官が主張した60件(合計9260億円)の工事のうち17件(4478億円、金額ベースで48%)について、住民訴訟が提起された。

これまでに出された一審判決(大会直前の9月14日に予定されている神戸地裁の判決を除く)は、6本あるが、05年7月29日の静岡地裁判決(これも東京高裁で逆転勝訴の見込み)以外はすべて勝訴判決である。認容額と認容率(契約金額に対する認定損害の比率)は以下のとおり。

05年8月31日	京都地裁	11億4450万円(5%)
11月30日	さいたま地裁	8億8580万円(5%)
06年4月25日	福岡地裁	20億8801万円(7%)
4月28日	東京地裁(2民)	12億8647万円(5%)
6月21日	横浜地裁	30億1790万円(5%)

(全事件の一覧表は→資料8)

(3)公正取引委員会の審決の取消しを求めて、談合業者5社が提起した行政訴訟(東京高裁特別部に係属)が、まだはじまつてもいないので、住民訴訟の法廷では、すでに高裁レベルの判決が出る(9月14日大阪高裁=京都地裁事件の控訴審)という段階である。

住民訴訟が審判よりも早く終結できたのは、進行中の審判事件の記録の利用を認めた最高裁03年9月9日判決の効果による。

ところで、前述のように、最近の「トンネル用換気設備工事」については、三菱重工業は談合の存在を率先して「自首」している(談合の「お相手」は同じ重機業界のメーカーである)のに、古くからの「ごみ焼却炉」については、公正取引委員会と断固たたかうスタンスを示している。

あたかも、「最近は談合をしましたが、ムカシはしておりませんでした」というかのようで、笑える。

住民訴訟の法廷(および名古屋市などの自治体が提起する訴訟の法廷)で、どこまで否認しつづけられると談合業者は考えているのだろうか?

2. 橋梁談合に対する取り組み

- (1) 昨年の大会資料（第1分冊294頁）で紹介した、国道交通省の関東、東北、北陸、三地法整備局と旧日本道路公団が発注した橋梁工事（正確には鋼橋上部工事）をめぐる鉄鋼・重機業界の大型談合について、公正取引委員会は本年3月24日に課徴金納付命令を発した。
- 納付を命じられた課徴金の額129億円は、過去最大の額である（→資料9）。
- その後、刑事公判（03、04年度分のみが起訴対象）の論告において、検察は、両年度の談合による損害が102億円に及ぶと、指摘した（→資料10）。
- (2) 課徴金算定の対象となったのは、前記4発注機関が、02～04年度に発注した合計349件の工事で、その内訳はつぎのとおりである。

①国土交通省関係

関東地方整備局	89件
東北地方整備局	60件
北陸地方整備局	25件

②旧日本道路公団関係 175件

- (3) 上記のうち①については、国の直轄工事とはいえ、費用の3分の1は地方が負担するので、談合の被害は地方自治体に及ぶ。北海道・東北ブロック所属の各県オンブズマン（栃木、新潟含む）は、本年7月14日この被害の回復を求めて、一斉に監査請求を申立てた。

一斉請求には間に合わなかったが、かながわ、よこはまなど他地域の市民オンブズマンも本大会までに同趣旨の監査請求の申立てを行った。

監査委員が、首長に対し、然るべき損害賠償請求をするよう勧告することにより、その使命を果たすかどうか、注目されるところである。

3. し尿処理施設談合に対する取り組み

- (1) し尿処理施設（下水道終末処理場から発生する汚泥の、再生処理施設を含む）の市場は、ごみ焼却施設と同時に、重機メーカーにとって、新規工事だけで年間300～500億円、改修・増築を含めると年間千数百億円という大規模な市場である。この市場は、クボタ、栗田工業、アタカ工業、荏原製作所、住友重工業、日立造船、JFEエンジニアリングなどを中心とする談合組織によって仕切られてきた。
- (2) 05年8月2日公正取引委員会がこの業界に立入検査を行い、更に06年4月18日大阪地検特捜部が強制捜査に入った。06年6月12日には、プラントメーカー11社と各社の入札担当者11名が大阪地裁に起訴された。
- (3) 上記刑事事件の公訴事実に含まれているのは、05年2月から7月までの間に

入札が実施された8件の工事に限られているが、公正取引委員会は立入検査前3年間（02年8月～05年7月）の全ての同種工事について、近く排除措置命令を発する見込みである。

し尿処理施設談合については、下関市発注工事について、すでに住民訴訟が提起されており、茨城県鹿嶋市のオンブズマン（濱田弘氏）も、7月20日水戸地裁に住民訴訟を提起した。鹿嶋市の工事（04年1月入札）は、起訴の対象外であるが、公取の処分の対象となる期間に属する。

刑事公判の冒頭陳述や、公取による排除措置命令、課徴金納付命令によって談合の全貌は近日中に明らかになる。

この談合は、ごみ焼却炉談合と同じく、市町村（又はその事務組合）を発注者とし、業界も同一である。全国のオンブズマンが一斉監査請求、住民訴訟のターゲットに設定するのにふさわしい事案と言える。

4. その他注目すべき住民訴訟

(1) 昨年の大会で報告した、金沢地裁05年8月8日判決（同年資料第1分冊297～306頁に収録）は、石川県津幡町が発注し、スーパーゼネコン鹿島を幹事社とするJVが受注した大型建築工事（町立文化会館）の入札にかかわる談合であった。

刑事案件や公正取引委員会の処分が先行しなくとも信憑性の高い談合情報と不自然な入札状況、落札率の異常な高さ、という状況証拠から談合の存在を認定した一審判決の存在は貴重である。

ゼネコン側の控訴に対し、名古屋高裁金沢支部は、本年7月24日結審し、07年1月15日を判決言渡日と指定した。

(2) 同じく昨年の大会で報告した05年2月8日甲府地裁判決は、8年の長期にわたる町長の談合助長行為（自分の後援会関係者だけを指名し、予定価格を漏洩）の責任を問い合わせ、1億4152万円の損害賠償を命じるという画期的なものだった。

ところが、町長側が控訴後、町議会は、町長に対する損害賠償請求権の放棄を議決し、東京高裁も、本年7月20日、この議決により請求権が消滅したと認め住民に逆転敗訴の判決を下した（上告中）。

地方自治法96条10号は、地方自治体が「権利の放棄」を行うについては議会の議決が必要であることを規定している。しかし、議会の議決がいかなる場合に許容されるか、その要件に関する規定はない。従って「権利の放棄」の議決があまりにも不合理である場合には、議決の効力は否定されるか、または議決に賛成した議員の損害賠償責任が発生する、と解する余地がある。住民訴訟の成果を議会の多数派が空洞化してしまうことを抑止するため、このような法理を確立させることがわれわれの課題となっている。

以上

損害賠償請求書

貴社と本市との間で締結されました下記工事請負契約につきましては、平成18年6月27日、公正取引委員会により改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第54条第2項の規定による審決がなされました。本市は、下記工事請負契約に際して、審決にあるような違反行為があると判断いたしました。

これにより、本市として、貴社の違反行為によって契約金額の10パーセントの損害が発生したと認定しましたので、下記の損害賠償金を、契約代金支払完了の日から平成18年8月31日（納期限）までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の利息と併せて別に送付する納入通知書により平成18年8月31日（納期限）までにお支払いくださいますよう請求します。なお、納期限の日より前にお支払いいただいた場合に過納となる利息相当額につきましては、返付させていただきます。

なお、本請求書は、貴社中部支社へも送付させていただいております。

記

工事名　名古屋市五条川工場新築焼却設備工事

資料1

12-18

契約日 平成10年10月7日

代金支払完了日 平成16年9月17日

損害賠償金及び利息 金2,259,007,397円

(内訳) 損害賠償金 金2,058,000,000円

利息 金201,007,397円

平成18年8月7日

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久



担当課: 環境局施設部工場課



TEL 052-972-2383

FAX 052-972-4131

〒108-8215

東京都港区港南二丁目16番5号

三菱重工業株式会社

代表取締役社長 佃和夫様

この郵便物は平成18年8月7日
第47695-4号書留内容証明
郵便物として差し出したことを証明します
名古屋市役所内郵便局長



06.5.1 N

【第三種郵便物認可】

経営の視点

産業界が震撼しんかんしている。一月の改正独禁法施行で権限が大きくなつた公正取引委員会が震源地だ。水門工事を巡る入札談合で三月末、関与企業の情報提供（企業の自首）が発端とみられる立ち入り検査を行なつた。四月末にはし尿・汚泥処理施設工事の談合容疑で強制調査権に基づく家宅捜索に入った。自首制度も強制調査権も一月の法改正で付与された。た。独禁法違反企業への課徴金も受注額の六%から一〇%に引き上げられ、さらに「再犯企業」には五割増の二五%が課される。昨年五月に摘発された橋

談合と決別のとき

改正独禁法が「常識」崩す

を説明しながら「一つ一つつぶしていく」と汚名返上を宣言、既に橋梁事業の分社化などを実施した。日立造船は橋梁と水門を合わせた鉄構事業を分社化し、住友重機とJFEエンジンは汚泥の受注活動を停止した。各社が対応を急いでいるのは單に「再犯」「常識」のレッテルや課徴金五割増

水門、汚泥という二つの談合で検査を受けた顔ぶれをみると、三菱重工業や日立造船、住友重機工業、三井造船、JFEエンジニアリングなどはすべてに名を連ねる「常識」。三菱重工の西岡会長は「社内に八百もの事業がある」と背景を説明しながら「一つ一つつぶしていく」と汚名返上を宣言、既に橋梁事業の分社化などを実施した。日立造船は橋梁と水門を合わせた鉄構事業を分社化し、住友重機とJFEエンジンは汚泥の受注活動を停止した。各社が対応を急いでいるのは單に「再犯」「常識」のレッテルや課徴金五割増

を恐れているだけではな
い。頻発する賠償訴訟の審
議がそれに加わっている。
四月二十五日、福岡市の
ごみ焼却炉入札の談合を巡
る住民訴訟で日立造船、三
菱重工、JFEエンジン、川
崎重工業、タクマの五社に
二十億八千万円の支払いを
命じた判決があった。二十一
談合社会の本家本元とい
う。談合を必要悪などと
見る住民訴訟で日立造船、三
菱重工、JFEエンジン、川
崎重工業、タクマの五社に
二十億八千万円の支払いを
命じた判決があった。二十一
個人の生活を脅かされる。
六%という落札率は九五%
われてきただけ業界も例外
超が「常識」だった昨年ま
でとは隔世の感がある。

「皆で協力する日本の伝統を『談合』という二文字で片づけていいのか」。四月十八日、五年ぶりに国会で質問に立った国民新党の前田代表は、「談合決別」を申し合わせた。四社は公共工事の受注権を争う問題に立った。國井静香代表代行。公取委の姿勢を批判するかつての建設族の領袖の言葉は「特殊な市場」を標榜（ひょうぼう）してきた旧来の業界の悲鳴にも聞こえる。談合もあった真単位の業界団体からの退会を進めた。そと決別する秋（とき）が確

（編集委員 安西巧）

資料 2

ゼネコン 地方協会と決別

大手5社、独禁法改正で相次ぎ退会



大手ゼネコン5社の地方の業界団体からの退会状況
×は退会、○は現在も会員、—はもともと会員ではない

地 区	鹿 島	大 成 建 設	清 水 建 設	大 林 組	竹 中 工 務 店
-----	-----	---------	---------	-------	-----------

▼5社すべてが退会 (4県)

神奈川県	×	×	×	×	×
愛知県	×	×	×	×	×
石川県	×	×	×	×	×
愛媛県	×	×	×	×	×

▼一部の会社が退会 (6道県)

北 海 道	×	×	×	×	—
新 潟 県	×	×	×	×	—
富 山 県	×	×	×	×	—
广 島 県	×	○	○	○	○
山 口 県	—	—	×	—	—
福 岡 県	×	○	○	○	○

▼5社すべてが現在も会員 (4都府県)

東 京 都	○	○	○	○	○
大 阪 府	○	○	○	○	○
岡 山 県	○	○	○	○	○
島 根 県	○	○	○	○	○

(注)北海道は北海道建設業協会傘下の地区別協会から退会。地区別のうち札幌建設業協会には現在も5社が加盟。上記以外の32府県は以前から5社とも会員ではない。兵庫は以前から大林と竹中だけが会員で現在も変わらない。

脱談合の一環か

鹿島や大成建設など大手ゼネコンが今年に入り、地方の建設業協会から相次ぎ退会している。建設事業者の業界団体である地方の建設業協会は談合の温床になつていて指摘もあつた。ゼネコン大手は一月の改正独占禁止法の施行を受け、脱談合に向けて動き出しており、その一環で退会に動いているとの見方も出ている。

建設事業者の業界団体「全国建設業協会」の傘下にある四十七都道府県の建設業協会について、鹿島、大成建設、清水建設、大林組、竹中工務店の入退会状況を調べた。鹿島、大成建設、清水建設、大林組、竹中工務店の会員は地元事業者が中心で、ゼネコン大手は支店などを通じて加入する場合が多い。今年に入つて神奈川、石川、愛媛の四協

会から大手五社がすべて退会。北海道、新潟、富山、広島、山口、福岡の六協会からは一部が退会した。逆に東京や大阪など四協会には五社すべてが加入を続いている。

退会の動きについて各社は「(地方の協会は)談合の温床と見る向きもあり、あらぬ疑いをかけられないようにする」(大林組)、「談合・調整行

退会の動きについて各社は「(地方の協会は)談合の温床と見る向きもあり、あらぬ疑いをかけられないようにする」(大林組)、「談合・調整行

ゼネコン大手は違法行為への罰則を強化した改正独占法の施行などを受け、談合から脱却する動きを見せており。新潟市に談合からの決別を申し入れ、公共工事受注担

方に書き込まれ、法令順守体制に傷が付くのは困る」と大成としている。

一方で「経費削減の観点から退会しており、昨日から退会したものではない」(鹿島)、「加入する意義が見いだせなくなつたら退会する」(竹中)、「以前から退会してきていた。逆に東京や大阪など四協会には五社すべてが加入を続いている。

地方の協会から退会し、他の協会を退会している。地方の協会から退会し、他の協会を退会している。

当者の記述を踏まえてきた。二月の国交省発注の大工事でも、落札率(予定価格に対する落札価格の割合)が前年に比べ急落している。

資料 3

入札調書

予定価格 (消費税抜き)	7,749,890,000 円
調査基準価格 (消費税抜き)	6,133,810,000 円

1 件 名 第二京阪(大阪北道路)讚良地区下部その他工事
 1 所 属 事 務 所 浪速国道事務所
 1 入 札 日 時 平成18年2月13日 14時30分

(単位: 円)

業者名	第1回	第2回	第3回	見 稼	摘要
	金額	金額	金額	金額	
奥村・大本特定建設工事(共)	7,610,000,000				
清水・五洋特定建設工事(共)	7,650,000,000				
鹿島・西松特定建設工事(共)	6,550,000,000				落札
大成・佐藤特定建設工事(共)	7,050,000,000				

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。

84.52%

資料 4-1

入札調書

予定価格 (消費税抜き)	5,995,310 千円
調査基準価格 (消費税抜き)	4,764,500 千円

1 件 名 さがみ縦貫城山八王子トンネル(その1)工事
 1 所 属 事 務 所 相武国道事務所
 1 入 札 日 時 平成18年2月27日 10時0分

(単位:円)

業者名	第1回	第2回	第3回	見積	摘要
	金額	金額	金額	金額	
さがみ縦貫城山八王子トンネル(その1)大成・鎌高特定JV	5,100,000,000				
さがみ縦貫城山八王子トンネル(その1)奥村・竹中特定JV	5,700,000,000				
さがみ縦貫城山八王子トンネル(その1)飛島・鉄建特定JV	5,560,000,000				
さがみ縦貫城山八王子トンネル(その1)鹿島・佐藤特定JV	4,987,000,000				落札

上記金額は入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。
 会計法29条の3第1項 予決令第73条
 落札評価値 2.185

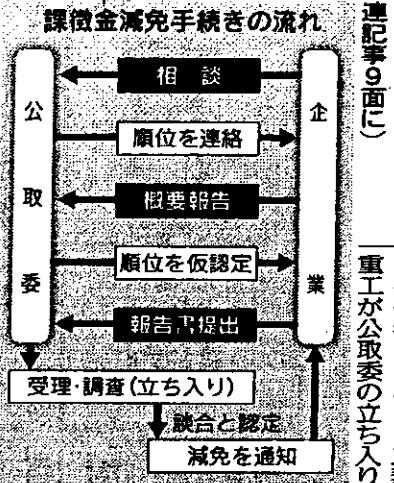
83.18%

資料 4-2

課徴金、初減免へ

自主申告談合 06.8.11 N
公取委 三菱重など3社に

旧首都高速道路公団（現首都高速道路）などが発注したトンネル用換気設備工事を巡る談合で、公正取引委員会は11日、談合を自主申告した三菱重工業、石川島播磨重工業、川崎重工業の三社に対し課徴金を免除・減額する方針を決め、各社に通知した。自主申告した企業の課徴金を減免



検査前に申告し、検査の結果がきっかけとなつた。三重占禁止法の違反行為を公重工は全額免除、立ち入り検査後に申告した企業は三重は三〇%減額される。ち入り検査前に申告した企業は課徴金を立製作所と荏原の二社は全額免除し、立ち入り検査後に申告した企業は三重の見通し。五社は二〇〇四年六月から十一月までのトンネル用換気装置の五件の人札で談合事前に受注業者を決めていた疑いが持たれている。

今年一月施行の改正独立禁止法で導入された「課徴金減免制度」は、

9 企業総合 14版

06.8.11 N

【第三種郵便物認可】

談合を自主申告した企業の課徴金を減免する制度が高速道路のトンネル設備工事で初めて適用される。自主申告して課徴金を免除・減額されるのは、三菱重工業、石川島播磨重工業、川崎重工業という日本を代表する大企業だった。（社会面参考）

自主申告で課徴金 初減免へ

談合「ムラ社会」にくさび

したのは三重重工ではない。がりが強い。自社の上司よかという観測が広がった。りも、他社による業界談合が優先する「ムラ社会」が存在していた。

今年一月に導入された課徴金減免制度は当初、「密告は日本の企業風土にはそぐわない」と否定的な見方が多かった。ところが、た。コンプライアンス（法

規制）を請求されるようになると、トップにとってひととではなくなる。自身の地位や家計が脅かされる

たが、公取委の摘発体制が強化され、さらに住民訴訟や株主代理訴訟で談合に在していた。

このように、公取委の摘発体制が強化され、さらに住民訴訟や株主代理訴訟で個人賠償を求めることが多く、課徴金が減免されれば会社の損害は小さくなり、取締役の賠償リスクも低くなる。三重重工のような大企業が真っ先に鬼が一層強まるだろう。

取締役、賠償リスクを危惧

第一号が大手企業である英達井建設の話、談合を知りつつ公取委に自主申告すれば、内部統制が不十分だ

なければ、取締役は違法行為を故意に継続させたとして過去の訴訟では、株主が

資料 5

トヨタ 四川 ひと 組織 思想

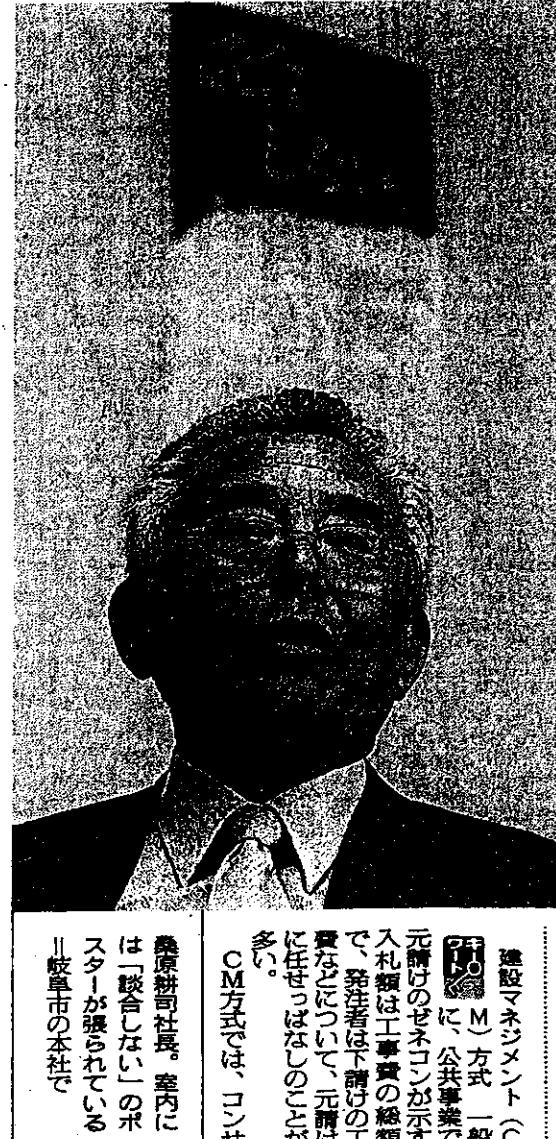
「談合しない」建築会社

—公共事業の改革が
唱えられて久しいのに、
談合はなくなりません。
「ゼネコンが高値の落
札を望み、官側も受注機
会の均等を題目と談合す
ることが定着している」
—それを打破するこ
主張するCM方式が普及
しないのはなぜですか。
「公共事業改革とは、

廃業すべき社に 業種転換を促せ

—このものをいくついる
ところなど、「コスト削減の
意志に欠ける事が導入し
ないからだ。徹底した透
明化も歴然される理由だ
ろう。ただ、民間では普
及が進んでいる」
—公共事業への依存
度が高い地方では、「談
合は必要だ」という人
もいます。

—「公共事業は依存する
建設会社は少なくない。
ただ、限られた税金を高



山本義司社長。室内には「談合しない」のポスターが張られている
II岐阜市本社

建設マネジメント(CM)方式一般に、公共事業で元請けのゼネコンが示す入札額は工事費の総額で、発注者は下請けの工費などについて、元請けに任せつけないことが多い。
CM方式では、コンサルタント会社として、国内の民間建築事業では約800件の実績がある。

資料 6-1

CM方式に注目を

「談合は必要だ」とする建設業界の論理を熟察してきた自治体も、財政悪化が続々、入札改革を迫られている。健全な競争入札を実現すれば落札価格は下がるので、ゼネコンの一括請負方式でもかつして割高ではない、と主張する自治体も多い。
だが、CM方式には、発注後工事の中身を透明化し、事後チェックを可能にする効果がある。自治体はコスト削減とともに、納税者への説明責任も求められている。CM方式がもつと注目されていきます。

脱・談合を宣言し、建設費の大削減を唱える中堅建築会社が岐阜市にあります。談合はとかくゼネコン側だけが悪いときがちですが、「発注側にも大きな責任がある」と指摘し、官にも改革を迫っています。独自の発注方式を揚げ、「業界の異端児」として注目される、大手ゼネコン出身の社長の取り組みを追いました。

(小室浩三)

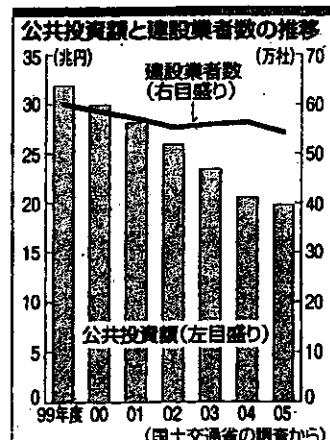
希望社・桑原社長

改革拒む官を批判

「談合」しないと表明する市はその会社を指名入札に参加させない。公共工事の改革を押しとどめているのは高橋だ。4月17日の参院行政改革特別委員会。参考人として出席した年間売上高37億円の建築会社「希望社」の桑原耕司社長(44)はこう強調し、改革に抵抗する役所の実態を、体験談をもとに批判した。

ゼネコン出身 桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

公共投資額と建設業者数の推移



桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

入札閉ざされ

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

桑原社長はもともと、大手ゼネコン清水建設の元で就職し、1990年に退職金460万円を元手に起業しました。

日立造船株式会社ほか4名に対する審判審決について
(地方公共団体発注のごみ処理施設の入札談合)

平成18年6月28日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人日立造船株式会社ほか4名（以下「被審人ら」という。）に対し、平成11年9月8日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成18年6月27日、被審人らに対し、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づき、審判審決を行った（本件平成11年（判）第4号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照）。

被審人らの概要等は、次のとおりである。

1 被審人らの概要

事業者名	所在地	代表者	事業の概要
日立造船株式会社	大阪市住之江区 南港北一丁目7番89号	古川 実	各種船舶、艦艇の新造、修繕及び解体ほか
JFEエンジニアリング株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目1番2号	齊藤 優	各種鉄鋼構造物の企画、設計、製造ほか
株式会社タクマ	大阪市北区堂島 浜一丁目3番2号	手島 肇	各種ボイラ機械設備の設計、施工及び監理ほか
三菱重工業株式会社	東京都港区港南 二丁目16番5号	佃 和夫	船舶及び艦艇の建造、販売、修理及び救難解体ほか
川崎重工業株式会社	神戸市中央区東 川崎町三丁目1番1号	田崎 雅元	各種船舶等の部品の設計、建造、据付、修理、解体ほか

2 本件の経緯

平成11年 8月13日 効告（平成11年（効）第21号）

9月 8日 審判開始決定

10月26日 第1回審判



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房審決訟務室

電話 03-3581-5478（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

平成15年11月10日 第20回審判（終結）
↓
平成16年 3月30日 審決案（第一次）送達
4月16日までに被審人らから異議申立て・直接陳述の申出
6月21日 直接陳述の聴取
↓
8月 3日 審判手続の再開を命ずる決定
↓
平成17年 7月27日 第25回審判（終結）
平成18年 4月 4日までに審決案（第二次）送達
4月18日までに被審人らから異議申立て・直接陳述の申出
6月15日 直接陳述の聴取
6月27日 審判審決

3 審決の概要

(1) 違反行為の概要等

被審人らは、遅くとも平成6年4月以降、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ストーカー炉の建設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 審決主文

ア 被審人らは、遅くとも平成6年4月以降行っていた、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていった行為を、平成10年9月17日以降行っていないことを確認しなければならない。

イ 被審人らは、次の事項を地方公共団体に通知し、自社の従業員に周知徹底させなければならない。

① 前項に基づいて採った措置

② 今後、共同して、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

ウ 被審人らは、今後、それぞれ、相互に又は他の事業者と共同して、地方公共団体が競争入札又は指名見積り合わせの方法により発注する前記工事について、受注予定者を決定してはならない。

(3) 本件の主な争点

ア 本件合意の存否

イ 排除措置を命ずる必要性

(4) 争点に対する判断

ア 本件合意の存否について

証拠によれば、被審人らは、平成6年4月以降、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカー炉の建設工事について、受注

機会の均等化を図るため①各社が受注希望の表明を行い、受注希望者が1社の工事については、その者を当該工事の受注予定者とし、受注希望者が複数の工事については、受注希望者間で話し合い受注予定者を決定する、②被審人らの間で受注予定者を決定した工事について、被審人以外の者が指名競争入札に参加する場合には、受注予定者は自社が受注できるように被審人ら以外の者に協力を求める、③受注すべき価格は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意の下に、地方公共団体が建設を計画しているストーカーの建設工事について把握している情報を交換し共通化するなどし、受注予定者は各社の受注の均等を念頭において決定し、被審人ら以外のプラントメーカーが入札に参加した場合、受注予定者等は、自社が受注できるよう協力を求め、その協力を得るようにするなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたと認められる。

被審人らは、平成6年4月から平成10年9月17日までの間において、被審人らが受注予定者を決定したと具体的に推認される工事を含め地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカーの建設工事の過半について、受注予定者を決定し、これを受注することにより、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカーの建設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものと認められる。

イ 排除措置を命じる必要性について

本件違反行為は、いわゆる入札談合であり、約4年5か月余の期間にわたり継続され、その終了の契機は、公正取引委員会の審査開始を契機とするものであって、被審人らが自発的に終了させたものではないこと、被審人らは、過去に本件違反行為の対象となったストーカー市場と関連性のある全連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事の市場における受注調整に関し、公正取引委員会から警告の措置を受けたことがありながら、同様の本件違反行為を行うに及んでいること等からして、被審人らにおいて、独占禁止法に違反する行為を防止するための体制に不備があったことが明らかであることなど諸事情を考慮すれば、将来同様の違反行為が再び行われるおそれがあると認めることができる。

本件対象期間後に発注された本件ストーカー工事の入札において、被審人らは、本件対象期間中に被審人ら間で受注予定者を決定していた工事については、その多くで、受注予定者に決定されていた被審人が受注することを妨げないように、低価格による入札をあえて行わないという入札行動を取っていたものと推認することができる。このような競争を回避する行動は、長期間行われていた被審人らの違反行為の結果が残存していて競争秩序が十分に回復していないことを示すものといえる。

上記の点にかんがみると、本件は独占禁止法第54条第2項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当する事情があるといえる。

ゴミ焼却炉談合住民訴訟の現状

06.7 現在（弁護士 大川 隆司）

1. 既に一審判決が出た事件

判決日	裁判所	発注自治体	被告 (太字は受注業者)	判決内容	認定損害	損害比率	訴訟の現段階
05.7.29	静岡地	熱海市	JFE, 川重, タクマ, 日立造船, 三菱重十クボタ, 住友	×	—	—	東京高9民に係属中(契約金額61億6970万円の20%を損害と主張)
8.31	京都地	京都市	川重 市長	○ ○	11億4450万円	5%	大阪高13民に係属し、 結審→06.9.14判決予定
11.30	さいたま地	上尾市	JFE	○	8億8580万円	5%	東京高に係属中
06.4.25	福岡地	福岡市	日立造船, JFE, 川重, タクマ, 三菱重 市長	○ ○	20億8801万円	7%	福岡高に係属中
4.28	東京地 (2民)	多摩NT環境組合 (八王子, 町田, 多摩市)	日立造船 組合管理者	○ ○	12億8647万円	5%	東京高に係属中
6.21	横浜地	横浜市(2件)	JFE, 三菱重 市長	○ ○	30億1790万円	5%	東京高に係属中 横浜市長は控訴せず、 原告側に補助参加を決定

2. 一審判決言渡日が指定されている事件

判決予定日	裁判所	発注自治体	被告 (太字は受注業者)	判決内容	請求額	主張する 損害比率	備考
	神戸地	神戸市	川重	?	27億2950万円	10%	
06.9.14	"	尼崎市	日立造船, JFE, 川重, タクマ, 三菱重十クボタ 市長	?	10億9272万円	10%	
9.26	鳥取地	米子市	JFE 市長	?	14億2590万円	10%	
9.28	新潟地	豊栄郷清掃施設処理組合 (豊栄市, 聖籠町)	日立造船	?	2億5441万円	10%	

3. 地裁で審理中の事件

判決日	裁判所	発注自治体	被告 (太字は受注業者)	判決内容	請求額	主張する 損害比率	備考
?	福島地	いわき市	三菱重 市長, 収入役	?	69億9000万円	30%	
?	東京地 (3民)	東京都(4件)	日立造船, タクマ, 三菱重 知事, 23区組合管理者	?	293億1540万円	15%	墨田工場(日立造船) 332億9990万円 新江東工場(タクマ) 879億3110万円 港地区工場(三菱重) 448億0500万円 中央地区工場(日立造船) 294億円
?	大阪地	南河内清掃施設組合 (富田林, 河内長野, 大阪狭山3市と3町 1村)	日立造船	?	12億1800万円	10%	

資料 8

橋梁談合44社に課徴金129億円

公取委
最高額

国や旧日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁（きょうりょう）工事の談合事件で、公正取引委員会は二十七日までに、横河ブリッジなど四十四社に対し、独立禁止法に基づき、

課徴金納付命令を出した。総額は百二十九億円で、一事件の課徴金として過去最高額。

入札前に受注調整を繰り返した。公取委は国と旧公団が発注した二百九十五件の橋梁工事（発注総額約二千三百六十億円）について、四十四社が談合によって受注したと認定し、

この事件で、公取委が四十五社に出した独立禁止法違反での排除勧告の受け入れを拒否し、公取委の審判（裁判の二審に相当）において、四十四社が談合によって受注したと認められる「審決」が

定し、課徴金算出の根拠とした。

出た場合に、納付命令が出される。

今回の命令の対象は、

勧告を受け入れた四十社

のうち三十九社と、事業

撤退などの理由で勧告は

受けなかつたが、談合で

工事を受注したJFE

スチール（東京）など五

社。

資料 9

2006年(平成18年)7月15日 土曜日

橋梁入札事件

談合の損害102億円

罰金最高8億円を求刑

旧日本道路公団や国発注の鋼鉄製橋梁工事をめぐる入札談合事件で、独禁法違反(不当な取引制限)の罪に問われた横河ブリッジ(東京)など橋梁メーカー二十三社と元道路公団理事神田創造被告(71)＝横河ブリッジ元顧問＝ら八人の論告求刑公判が十四日、東京高裁(高橋倉吉裁判長)で開かれた。

検察側は「談合による」に三義工業(東京)など三社と元道路公団副総裁内田道雄被告(61)ら四度に計約百二億円。各メーカーは担当者を人事で処遇するなどして組織を挙げて談合に関与した。離されている。

悪質、重大な犯罪」と指摘。メーカー二十三社に罰金八億一二億円、神田被告に懲役二年、ほかの七人に懲役一年六月一年をそれぞれ求刑した。二十三社と八人は起訴を受けていた。ほかに次のは、石川島播磨重工業(福井市)で、検察側は「談合組織で中心的役割を果たし、最大級の配分を受けた巨額の利益を享めた」と指摘した。

事実を認めている。ほかに次のは、石川島播磨重工業(福井市)で、検察側は「談合組織で中心的役割を果たし、最大級の配分の再就職先確保を目的に旧公団ルートを主導した」と指摘した。

起訴状によると、二十

◆ 橋梁談合事件
公正取引委員会が2004年10月、橋梁メーカー約70社に立ち入り検査するなどして、約50社が談合組織をつくり、約40年にわたって受け、検査当局は昨年5月以降、国発注工事と旧日本道路公団発注工事の2ルートで強制捜査に着手し、独禁法違反(不当な取引制限)の罪で26社が判明。公取委の告発を受け、検査当局は昨年5月以降、国発注工事と旧日本道路公団発注工事の2ルートで強制捜査に着手し、独禁法違反(不当な取引制限)の罪で26社側に改善措置を求めた。今年3月には、44社に計2ルートで排除勧告。官製談合防止法に基づき、旧日本道路公団社と神田被告らは両年度の旧道路公団発注工事でも受注調整を続けた。

付を命じた。取委は昨年9月、45社に計2ルートで強制捜査に着手し、独禁法違反(不当な取引制限)の罪で26社側に改善措置を求めた。今年3月には、44社に計2ルートで排除勧告。官製談合防止法に基づき、旧日本道路公団社と神田被告らは両年度の旧道路公団発注工事でも受注調整を続けた。

資料 10